

令和7年度十日町市農作物等干ばつ被害応急対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、渇水による農業及び養鯉業への干ばつ被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめて経営の安定を図り、農作物等の品質の低下を防止するため、応急的に実施した干害対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「干ばつ」とは、水稻栽培期（4月から9月までの期間をいう。）に連続干天日（日雨量5ミリ以下の干天日をいう。）が20日以上連続した地域又は30日間の総雨量が100ミリ以下である地域において、農作物等が植付け不能又は枯死のおそれがあると市長が認めた場合をいう。

2 この告示において「日雨量」とは、十日町市地域防災計画に定める気象観測施設主観測所における記録をもとに地域ごとに測定したものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 市長は、農業者個人、農業者が組織する団体その他市長が認める団体が、干ばつに対して水田台帳（水稻生産実施計画書）に登載された水田に応急的に講じた経費（人件費を除く。）について補助するものとする。ただし、その金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除外して算出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、農業者個人、農業者が組織する団体、農業法人、養鯉業者その他市長が認める団体が、干ばつにより、かん水実施必要面積が次に掲げる面積に該当する農地等に応急的に講じた経費について補助するものとする。ただし、その金額は、消費税等を除外して算出するものとする。

(1) 水稻 令和7年度水稻作付け面積の30%以上又は30a以上のいずれか

(2) 園芸作物 令和7年度園芸作物作付け面積10a以上

(3) 錦鯉 令和7年度総野池面積の30%以上又は30a以上のいずれか

3 補助対象経費及び補助金の額は、対象農作物等の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。ただし、国又は県の他の補助金の交付の対象となる経費を除く。

4 補助対象経費のうち、購入に係る経費については、新規に購入する場合のみを補助対象とし、更新に要する経費及び令和5年度十日町市農作物等干ばつ被害応急対策事業実施要綱（令和5年十日町市告示第176号）別表の2かん水実施必要農地等経費に定めるポンプ購入費及びポリタンク購入費の補助を受けたほ場又は野池と同じ箇所に係る別表の2かん水実施必要農地等経費に定めるポンプ購入費及びポリタンク購入費の経費を除くものとする。

5 補助対象事業費は、3万円以上とする。ただし、その金額は、消費税等を除外して算出するものとする。

(補助金の額の上限)

第4条 補助金の額の上限は、次の各号に掲げる事業直接受益地（干ばつ直接被害地）の面積に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、その金額は、消費税等を除外して算出するものとする。

- (1) 直接受益面積5ha以上 40万円
- (2) 直接受益面積2ha以上5ha未満 30万円
- (3) 直接受益面積0.5ha以上2ha未満 20万円
- (4) 直接受益面積0.5ha未満 10万円

(手続等)

第5条 補助金の交付に関する手続等については、規則の定めるところによる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年7月14日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 水田台帳登載水田経費

対象農作物等	補助対象経費	補助金の額
水稻	ポンプ車等借上げ	100分の50以内
	ポンプ借上げ	
	ポンプ購入費及びポンプ付属部品購入費	
	ホース、ポリタンク購入費	
	水路の掘削に係る経費	
	ポンプ、ホース等の設置に係る経費	
	電線の架設費	
	発電機等のリース料	
	ポンプ等の運転に係る燃料費および電気料	
	ミキサー車等で水を運搬した経費	

2 かん水実施必要農地等経費

対象農作物等	補助対象経費	補助金の額
--------	--------	-------

水稻	ポンプ車等借上げ	100分の50以内
	ポンプ借上げ	
	ポンプ購入費及びポンプ付属部品購入費	
	ホース、ポリタンク購入費	
園芸作物、錦鯉	ポンプ車等借上げ	100分の100以内
	ポンプ借上げ	
	ポンプ購入費及びポンプ付属部品購入費	
	ホース、ポリタンク購入費	